

## 【短信：韓国】

## 済州国際自由都市特別法改正案

天野 真吾

韓国では、2002年4月、「済州国際自由都市特別法」（以下、「特別法」）を施行し、済州道を「国際自由都市」とする、との構想のもと、国と済州道が協力して、外資の導入や観光開発などを柱にした開発が進められている。2003年10月31日、韓国政府は、「特別法」の改正案を国会に提出した。本稿では、「済州国際自由都市構想」と、最近の特別法改正案の内容について紹介する。

## これまでの経緯

済州島は、朝鮮半島の南西に浮かぶ韓国最大の島であり、韓国有数の観光地として名高い。人口は55万人程で、比較的温暖な気候に恵まれ、主要産業は、柑橘類の生産を中心とした第一次産業と、観光業を柱とする第三次産業であり、目立った第二次産業のないのが特徴である。

自由貿易地域の開設や規制緩和、観光開発を通じて、この済州島（済州島全体を区域とする地方自治体が済州道）の経済振興を図ろうという構想は、1960年代から何度か検討されてきた。1970年代には、観光産業の振興を柱とした開発計画が立案され、観光団地の開発が開始された。そして、1991年には、済州道開発のための、済州道開発特別法が制定された。1998年、金大中大統領が済州道を訪問した際、済州道知事が、基幹産業である観光と物流の活性化のため、投資減税などを柱とする「特区構想」の実現を提案した。

そうした経緯を踏まえ、2002年に「特別法」が制定され、観光団地開発を中心とした観光分野のみならず、自由貿易地域の設定、投資減税による外資導入や外国人の生活環境の向上、自然環境の保全など、経済発展と自然環境保護の

バランスのとれた「国際自由都市」として済州道を開発していく方向が示された。

## 現行措置

特別法に基づいて、現在行われている具体的な措置及び事業としては、以下のものがある。

まず、観光事業投資に対する免税措置が挙げられる。これは、国内外の企業を問わず、観光事業に投資する際に、法人税、所得税、地方税を3年間100パーセント免除し、さらに、その後2年間50パーセント減免する措置である。

また、製造業、流通業を対象とする済州自由貿易地域への韓国企業の参入制限の緩和措置<sup>(注1)</sup>、先端科学技術団地の造成と税制面での支援措置<sup>(注2)</sup>、道民への英語教育強化、ビザなし渡航の規制緩和措置<sup>(注3)</sup>、中文観光団地の拡充<sup>(注4)</sup>、西帰浦港の開発、などの取り組みがなされている。

## 「特別法」の構成

特別法は、第1条において、「この法律は、済州道を国際自由都市として、開発することにより、国家の発展に寄与すると同時に、済州道民が主体になって郷土文化、自然及び資源を保全し、地域産業を育成し、かつ快適な生活環境を整備することにより、済州道民の福祉向上に貢献することを目的とする」と、立法趣旨を規定している。

第1章、総則以下の構成は、次のとおりである。

## 第1章 総則

## 第2章 済州国際自由都市総合計画の樹立等

## 第3章 済州道国際自由都市推進委員会等

- 第4章 世界平和の島の指定及び海外協力
- 第5章 外国人自由往来及び意思疎通の促進
- 第6章 国際化教育環境の整備
- 第7章 自然環境の保存及び管理
- 第8章 産業発展のための特例
- 第9章 韓国及び郷土文化の振興
- 第10章 開発事業の施行
- 第11章 済州道国際自由都市開発センター
- 第12章 補則
- 第13章 罰則

### 改正案の内容

今回提出された改正案は、済州道の要請に基づき、建設交通部を中心とする関係省庁が検討を重ねて、まとめたものである。

その提案理由は、「済州国際自由都市開発事業を効果的に推進するため、投資誘致の為にインセンティブを強化し、済州島の清浄な環境保全と地域産業の安定的な基盤整備のため、制度的な方策を準備する一方、現行制度の運用過程で明らかになった一部の不備を改善し、補完しようとするものである」と、されている。

### 改正案の骨子

以下、改正案の骨子を紹介する。

- (1) 外国人の生活環境改善の為に、総合有線放送事業者による外国放送の再送信チャンネルの編成比率を拡大する。(第20条の2)
- (2) 外国人教師の採用及び外国人学生の入学が許可される国際高等学校の設立を可能とする。(第24条の2 (新設))
- (3) 中山間保全地域<sup>(注5)</sup>及び中山間保全地域外の保全地区<sup>(注6)</sup>を管理保全地域に一元化する。(第29条)
- (4) 管理保全地域内の土地のうち、土地の用途指定が「宅地」であって、管理保全地域への指定によって、宅地として使用できなくなった土地を所有する者は、道知事に対して土地の買収を請求できるよう定める。(第31条)
- (5) 雨水の効果的活用及び地下水の涵養量<sup>(注7)</sup>の増大を図るため、道条例により定める施設には、雨水利用施設などの設置を義務化し、農薬による地下水の汚染を防止するため、著しく地下水を汚染する恐れのある農薬の供給及び使用を制限できるよう定める。(第33条の2 (新設) 並びに第34条第3項及び第4項)
- (6) 自動車の新規、変更又は移転の登録をするときには、車庫証明書を提出するようにし、車庫証明書を提出しないときには、その登録を拒否できるよう定める。(第40条の2 新設)
- (7) 投資者が希望する地域のほか、投資促進に有利な地域も一定条件のもと、投資振興地区に指定できるよう定める (第42条)。
- (8) 外国人による投資促進のため、観光事業に対する投資金額が5億米ドル以上であって、その投資者及び投資資金が犯罪等不法行為と無関係であることなどの要件を備えた外国人投資者に対しては、観光振興法の規定にかかわらず、カジノ業を許可することができる。(第55条の2 (新設))

### 今後の課題

今回の改正案に対しては、投資環境の整備を進め著しい経済発展をみせる上海など、競合する地域との激しい外資誘致競争を強いられる現状において、投資誘致のためのインセンティブが不十分である、との批判があがっている。

当初、済州道が独自に作成して発表した特別

法の改正草案に盛り込まれていた、現行27%の法人税を一律15%に引き下げる大幅減税案、法人税全面免除期間を3年から7年に延長する案、各種負担金の減免案、外国人専用医療機関設置の特例を認める案などについては、今回、政府が提出した改正案に盛り込まれなかった。これらの事項について政府は、関係各省庁間で協議を継続するとしている。

今後も、特別法及びその改正案については、その動向に注視していく必要がある。

#### (注)

- (1) 現在、済州自由貿易地域では、外国人の投資事業への参入が認められており、法人税、所得税、地方税を7年間100パーセント免除し、さらに3年間50パーセント免除する措置が取られているが、この地域への韓国人による投資についても、これを一定基準で認め、法人税、所得税、地方税を3年間100パーセント免除、さらに2年間50パーセント免除する措置がとられている。
- (2) 事業施行者に対して、不動産取得税及び登録税を免除し、財産税、総合土地税を50パーセント減免する措置をとる。また、団地への参入企業に対しては、不動産取得税及び登録税を免除し、財産税、総合土地税を50パーセント減免し、法人税、所得税の3年間100パーセント免除、2年間50パーセント減免する措置をとり、さらに、外国で導入されている研究機材、資材を輸入する際には関税を免除する。
- (3) 政府によって開発され、高級ホテルなどが整備された観光リゾート団地。
- (4) 済州道西帰浦市に位置する港で、現在、主に漁業や貿易に用いられているが、この港を観光開発する事業が進められている。

- (5) 中山間保全地域とは、標高200メートル等高線から標高600メートル等高線の間の地域うち、知事が地下水資源、生態系及び景観を保全するために、必要な場合に知事が指定する地域をいう。
- (6) 管理保全地域とは、漢拏山国立公園、都市地域、済州島の付属諸島を除く地域のうち、地下水資源、生態系及び景観を保全するために、必要な場合に知事が指定する地域をいう。29条の改正により、知事による保全地域の指定がより柔軟になる。
- (7) 地下水の涵養量とは、地面に染み込み、貯えられる地下水の水量をいう。

#### (参考文献)

- ・済州国際自由都市特別法改正案（韓国、国会ホームページ）  
<<http://search.assembly.go.kr:8080/bill/billview.jsp?billid=026737&billname>>  
(last access 2003.12.2)
- ・済州国際自由都市特別法（韓国、法制処ホームページ 現行法令検索ページ）  
<[http://www.moleg.go.kr/page\\_\\_link2.php?main=lawsearch.php&t=1](http://www.moleg.go.kr/page__link2.php?main=lawsearch.php&t=1)> (last access 2003.12.02)
- ・済州道庁ホームページ  
<<http://www.jeju.go.kr/>>
- ・勸自治体国際化協会『済州道における総合開発計画』1995.9
- ・岡本憲明「海外報告、スウェーデン、フィンランド、韓国に学ぶ成功のカギ」『日経地域情報』408号、2003.2, pp.22-24.

(あまの しんご・海外立法情報課非常勤職員)